

デカブロモジフェニルエーテルに関する REACH 規則附属書 XVII の改正を官報公示



欧州委員会(EC)は 2 月 10 日、REACH 規則の制限対象物質リスト(附属書 XVII)を改正する委員会規則を官報公示しました。

今回の改正で附属書 XVII に新たに、エントリー67 として難燃剤として利用されている「デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE) (CAS 番号:1163-19-5)が追加されました。

これにより、2019 年 3 月 2 日以降、同物質の製造・上市を禁止するとともに、同物質を成分とする調剤および、同物質を 0.1wt%以上含有する成形品の製造や上市が原則禁止されます。

ただし、下記については適用除外となります。

【デカブロモジフェニルエーテルを含む他物質または混合物の適用除外用途】

- 2027 年 3 月 2 日までの航空機製造時の使用
- 2027 年 3 月 2 日までに製造された航空機用スペアパーツの製造時の使用
- 2019 年 3 月 2 日以前に製造された自動車や農林業用車両、機械のスペアパーツの製造時の使用

【デカブロモジフェニルエーテルを 0.1wt%以上含有する成形品の適用除外用途】

- 2019 年 3 月 2 日以前に上市された成形品
- 2027 年 3 月 2 日以前に上市された航空機
- 2027 年 3 月 2 日までに製造された航空機用スペアパーツ
- 2019 年 3 月 2 日以前に製造された自動車や農林業用車両、機械のスペアパーツ
- RoHS 指令(2011/65/EU)の適用範囲である電気電子製品

また、デカブロモジフェニルエーテルは、臭素系難燃剤の 1 物質であるため、RoHS 指令においても電気電子製品について規制されております。

当社では、今回追加されたデカブロモジフェニルエーテルなどの臭素系難燃剤測定について実績があります。また、デカブロモジフェニルエーテル以外に附属書 XVII に記載されているフタル酸エステル類などの可塑剤、有機スズ、多環芳香族炭化水素(PAHs)についても分析の実績があります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 2 月 10 日付 EU 官報

分析技術箇所 五月女欣央